

刑務所出所者や少年院出院者などの
雇用を希望される事業主の皆さまへ

刑務所出所者等専用求人のご案内

刑務所出所者や少年院出院者の雇用を希望される場合は、「刑務所出所者等専用求人」をご活用ください。

「刑務所出所者等専用求人」とは？

「刑務所出所者等専用求人」は、刑務所出所者や少年院出院者などを対象にした専用の求人です。以下の特徴があります。

☆ 一般の求職者には非公開

一般の求人は、ハローワークの求人情報提供端末で検索できたり、希望すればインターネット上で公開できたりしますが、刑務所出所者等専用求人は一般には非公開となり、ハローワークの職員のみ検索することができます。

☆ 雇用を希望する特定の矯正施設を指定することが可能（複数指定可）

矯正施設の所在地、実施する職業訓練、入所している受刑者等の特性などに応じて雇用を希望する矯正施設を指定できます。（「受刑者等専用求人」）

指定した矯正施設には、ハローワークを通して求人情報が提供されます。指定する矯正施設については、コレワーク(※)にご相談ください。

※コレワークは、受刑者等の採用に関する法務省の相談機関で、全国の受刑者等の職歴、資格、帰住予定地等の情報を一括管理しており、雇用条件に適合する者がいる矯正施設の情報が提供されます。（お問い合わせ先：コレワーク東日本（048-601-1608）、コレワーク西日本（06-6941-5780））

「刑務所出所者等専用求人」の申込手続は？

「刑務所出所者等専用求人」の申込は一般の求人と同様に、最寄りのハローワークにお越しいただき手続をお願いします。



初めてハローワークを利用する場合は事業所登録が必要です。

- 条件の設定等をご相談ください。
- 雇用を希望する矯正施設を指定できます。
- トライアル雇用制度の活用を希望される場合は窓口でご相談ください。

○矯正施設を指定した場合、ハローワークから矯正施設に求人情報・求人票を提供します。

○ハローワークや矯正施設から刑務所出所者等に求人票を提供し、刑務所出所者等の希望に応じてハローワークから紹介の連絡を行います。

※ ご不明な点は、最寄りのハローワーク又はコレワークまでお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク